

令和7年度 大学給付奨学生（予約型）募集要項 （令和6年度募集用）

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1. 事業の概要

大学給付奨学生（予約型）は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会」という。）が「青少年の健全な育成に資するため、有為の大学生に対して奨学金の給付を行う事業です。令和6年度は、下記要項のとおり実施します。

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、大学への進学及び修学の継続を支援します。

(2) 本事業が求める学生像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募（推薦）資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

① 島根県内の高等学校等の最終学年又は高等専門学校第3学年に在学し、全国の国公立大学（通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外）に進学を目指す生徒とします。

高等学校等は、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（高等特別支援学校を含む）、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校とします。なお、広域通信制課程は募集対象外とします。

② 家庭の事情により学費支弁困難（同一生計の収入合計金額400万円未満）と認められ、かつ修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒（※1校1名まで）とします。

※ 推薦人数は、全日制・定時制・通信制の複数課程や本校・分校等の複数校地などを含めて学校全体で1名までとします。

③ 在学期間における全体の学習成績の状況（評定平均値）が4.0以上の生徒、又は特別支援学校高等部にあっては校長が同程度の学力があると認める生徒とします。

3. 募集人数 4名

4. 給付金額 奨学生一人に対し月額3万円を給付します。

5. 給付期間 在学する大学の正規の最短修業期間とし、上限を4年間とします。
（4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限）

6. 交付時期 奨学金は、入学後の5月・7月・10月・1月に3か月分ずつ奨学生名義の口座に振込みます。（5月は4月～6月分を振込む）

7. 募集期間

令和6年5月1日 ～ 令和6年6月20日まで（郵送で提出、締切厳守、必着）

8. スケジュール

令和6年8月頃 第一次選考（書類選考）を行います。選考結果を支部長から在籍する校長に通知します。

令和6年9月頃 第二次選考（面接選考）を行います。

令和6年10月頃 選考結果を支部長から在籍する校長に通知し、高等学校等にて校長から生徒本人に「採用内定通知書」を手交します。

令和7年5月頃 大学の「在学証明書」により在学を確認した後、「採用決定通知書」を送付し送金を開始します（「在学証明書」が期日までに提出されない場合は、辞退されたものと見なします）。

9. 提出書類

(1) 応募時

- ① 大学給付奨学生（予約型）申請書
- ② 申請者情報及び身元保証人確認書
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ④ 就学者を除く世帯全員の所得証明書（直近年度のもの・コピーでも可）
- ⑤ 大学給付奨学生（予約型）推薦書
- ⑥ 成績証明書（高等学校等の直近までの成績）

なお、直近までの成績証明書とは、高等学校等第2学年3学期までの成績とします。

(2) 採用内定後

(ア) 大学合格・進学決定後

- ① 大学入学予定届（合格後速やかに）

(イ) 大学入学後

- ① 進学した大学の在学証明書
- ② 「大学給付奨学生」誓約書
- ③ 大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書

(3) 在学期間中

- ① 進捗状況報告書（学年毎）
- ② 在学証明書（学年毎）
- ③ 異動報告書（異動時）
- ④ 成果報告書（給付終了時）

※ (1)～(3)の提出書類は返却いたしません。

〈個人情報の取扱いについて〉

・申請書等に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

10. 書類提出先（郵送で提出）

〒690-0887 松江市殿町33

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

TEL. 0852-24-1059

FAX. 0852-31-6089

11. 選考の基準及び選考の手順

(1) 選考の基準

- ① 給付の必要性1 在学校長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること
- ② 給付の必要性2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
- ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること

(2) 選考の手順

〈第一次選考〉 支部選考委員会による書類選考

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 成績の確認
- ④ 修学意欲の確認

①～④の総合判定により募集人数に若干名を加えた人数を第二次選考対象者として選考します。

〈第二次選考〉 第二次選考対象者を対象に、支部選考委員会による面接選考（原則、オンライン面接とします）

- ① 本人及び申請書記載事項の確認
- ② 修学意欲の確認

①～②により採用内定候補者（次点候補者含む）として選考し、本部に支部長名で推薦します。